

安心の、
イツポン勝ち。



日本では、火災の被害額は年々増加傾向にあり、火災による被害額は、総額として1兆円を超えています。そして、火災は「命を失くす」だけでなく「財産の損失」も、無数の被害者を生み出しています。

住まいの万一を、大きな安心で支えるNOSAIの建物共済。

建物共済 **住まいる**



支払対象事故は…

自然災害

事故の種類



共済の種類

その他の自然災害

地震・噴火・津波による損害(地震等の災害)の補償について

- 加入金額の50%が支払い限度となります。
- 損害共済金は、建物については、再建価格の5%以上の損害があったとき、家具類及び農機具については、再取得価額の70%以上の損害があるとき、それぞれ支払い対象になります。
- 特別費用共済金、および残存物取片付け費用共済金は支払対象外になります。

総合共済

建物1棟あたり
4,000万円



火災共済

建物1棟あたり
6,000万円



(30%給付) 臨時費用担保特約付き 平成30年4月1日より摘要

共済の種類	物件 用途 構造	普通物件			特殊一般物件			特殊割増物件		
		住宅/賃貸/アパート/納屋/物置 倉庫(農業用)/畜舎/堆肥舎等	店舗/併用住宅/集会場/公民館 事務所/神社/寺院/旅館等	料理・飲食店/製材所/加工場 倉庫(危険)等	一般造	耐火造B	耐火造A	一般造	耐火造B	耐火造A
総合共済	共済金額	一般造	耐火造B	耐火造A	一般造	耐火造B	耐火造A	一般造	耐火造B	耐火造A
	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	100	2,420	2,190	2,000	2,890	2,390	2,030	4,700	3,160	2,220
	1,000	24,200	21,900	20,000	28,900	23,900	20,300	47,000	31,600	22,200
	2,000	48,400	43,800	40,000	57,800	47,800	40,600	94,000	63,200	44,400
	3,000	72,600	65,700	60,000	86,700	71,700	60,900	141,000	94,800	66,600
	4,000	96,800	87,600	80,000	115,600	95,600	81,200	188,000	126,400	88,800

収容農作物補償特約(総合共済加入が条件)

※この特約の加入を希望される方はお申し出ください。

総合共済に加入の倉庫などに保管中の米・麦・大豆(自家用を除く)が、火災、水害事故により被害が発生した場合、補償します。

Aタイプ: 1口1,000円で最高100万円

120日間(加入者が申し出た期間)補償

Bタイプ: 1口3,000円で最高100万円

1年間補償

● 加入できる金額は…
1 棟最高 (家具類含む)

1億円まで

再取得価額 (新価) まで加入できます。

火災・落雷などの災害

火災



落雷



破裂・爆発



車両の衝突・接触や
物体の落下・飛来など



給排水設備の事故による水ぬれ



盗難によって生じた
き損・汚損



(30%給付) 臨時費用担保特約付き 平成 30 年 4 月 1 日より摘要

共済の種類	物件	普通物件			特殊一般物件			特殊割増物件		
		用途 構造	住宅 / 賃貸 / アパート / 納屋 / 物置 倉庫 (農業用) / 畜舎 / 堆肥舎等	店舗 / 併用住宅 / 集会場 / 公民館 事務所 / 神社 / 寺院 / 旅館等	料理・飲食店 / 製材所 / 加工場 倉庫 (危険) 等	一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造 ※	耐火造 B
火災共済	共済金額	万円	円	円	円	円	円	円	円	円
	100	790	510	280	1,370	750	300	3,570	1,680	530
	1,000	7,900	5,100	2,800	13,700	7,500	3,000	35,700	16,800	5,300
	2,000	15,800	10,200	5,600	27,400	15,000	6,000	71,400	33,600	10,600
	3,000	23,700	15,300	8,400	41,100	22,500	9,000	107,100	50,400	15,900
	4,000	31,600	20,400	11,200	54,800	30,000	12,000	142,800	67,200	21,200
	5,000	39,500	25,500	14,000	68,500	37,500	15,000	—	84,000	26,500
6,000	47,400	30,600	16,800	82,200	45,000	18,000	—	100,800	31,800	

※割増物件のうち一般造については、危険度合、構造により 2,300 万円、4,000 万円の契約制限のあるものがあります。

構造の分類

1. 普通物件・一般造

一般的な木造の建物で、耐火造 B・Aに該当しないもの。



2. 普通物件・耐火造 B

- ①外壁の全てが、コンクリート造(ALC板を含む)、コンクリートブロック造、石造、レンガ造、又は土蔵造である建物。
- ②鉄骨造建物で、外壁の全てが、不燃材・準不燃材で作られたもの、又は不燃材で被覆された建物。



3. 普通物件・耐火造 A

柱、梁(はり) 床、屋根、小屋組みがコンクリート造りで、外壁がコンクリート造、石造、レンガ造である建物。



建物の加入のめやす

再建築価額まで補償します。

NOSAI の建物共済は、全ての建物について、再建築価額（同等の材料・造りで今、同じ建物を建てる金額）まで補償します。

建物の再建築価額は…

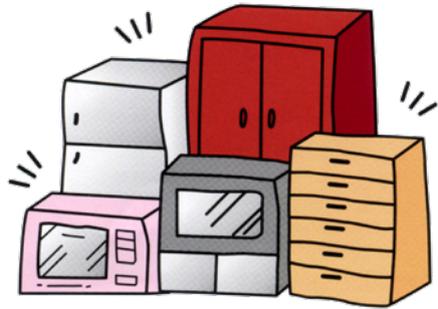
$$\text{建物の再建築価額} = \text{延面積 坪 (m}^2\text{)} \times \text{坪 (m}^2\text{) 単価}$$

建物の坪 (m²) 単価の目安は…

建物の構造	使用目的	
	住宅 併用住宅	物置・倉庫 農作業場
普通物件・一般造 木造・外壁はモルタルなど	60 万円 (181,800 円)	15 万円 (45,500 円)
普通物件・耐火造 B 鉄骨造・外壁の全てが ACL 版などの 不燃材	65 万円 (196,900 円)	20 万円 (60,600 円)
普通物件・耐火造 A 鉄筋コンクリート造・外壁の全てが コンクリートなど	80 万円 (242,400 円)	40 万円 (121,200 円)

家具の補償

家具も大切な財産です!!



NOSAI の建物共済では、全ての家具類について、再取得価額（同様のものを新しく購入する経費）まで補償します。家具類が落雷事故などにより損害を受けることもありますので、建物と併せて家具類の加入をおすすめします。

家具類簡易評価表

〈掛金は加入物件と同じ掛金率になります。〉

住宅延面積	世帯人数	内大人人数※	金額	住宅延面積	世帯人数	内大人人数※	金額	住宅延面積	世帯人数	内大人人数※	金額	住宅延面積	世帯人数	内大人人数※	金額			
66m ² (20坪) 未満	2人	1人	930	66m ² (20坪) 以上 132m ² (40坪) 未満	2人	1人	990	132m ² (40坪) 以上 231m ² (70坪) 未満	2人	1人	1,190	231m ² (70坪) 以上	2人	1人	1,410			
		2人	1,030			2人	1,230			2人	1,340			2人	1,590			
	3人	1人	960		3人	1人	1,080		3人	1人	1,260		3人	1人	1,470	3人	1人	1,660
		2人	1,060			2人	1,250			2人	1,410			2人	1,660			
		3人	1,310			3人	1,490			3人	1,730			3人	1,940			
	4人	1人	1,070		4人	1人	1,130		4人	1人	1,330		4人	1人	1,540	4人	1人	1,730
		2人	1,100			2人	1,270			2人	1,480			2人	1,730			
		3人	1,460			3人	1,600			3人	1,840			3人	2,040			
		4人	1,590			4人	1,830			4人	2,020			4人	2,220			
	5人以上	~2人	1,170		5人以上	~2人	1,360		5人以上	~2人	1,550		5人以上	~2人	1,790	5人以上	~2人	1,790
		3人	1,500			3人	1,740			3人	1,940			3人	2,150			
		4人	1,700			4人	1,940			4人	2,160			4人	2,330			
		5人	1,870			5人	2,080			5人	2,370			5人	2,560			

※大人とは18歳以上の世帯員全員を指します。ただし大学生については除きます。
 ●住宅延べ面積とは、居住部分の延べ面積とします。
 ●大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算します。
 ●単身赴任、学生の一人暮らし等の単身世帯の標準額については220万円とすることができます。

加入限度額の例

木造2階建て、延床面積50坪（165m²）、夫婦、子供（小学生・中学生）2人の4人家族で住んでいる住宅の場合

建物の再取得価額
3,000万円

=

建物の延床面積
50坪

×

坪単価
60万円

家具類の再取得価額
1,480万円

=

住宅面積40～70坪未満で世帯人数4人、大人の人数2人
1,480万円

加入限度額
4,480万円

=

建物の再取得価額
3,000万円

+

家具類の再取得価額
1,480万円

よくある質問

Q1

火災共済に加入しています。落雷による損害は補償されますか？

A1

はい、補償されます。
ただし、落雷以外の自然災害は火災共済では補償されませんので、自然災害全般が補償される総合共済の加入をおすすめします。

Q2

火災共済では地震による火災は補償されますか？

A2

いいえ、補償されません。
総合共済に加入していただくと、地震・噴火を原因とする火災（類焼含む）も補償されます。

Q3

大雪により屋根瓦が破損しました。火災共済に加入していれば補償されますか？

A3

いいえ、補償されません。
総合共済に加入していただくと、雪害を含む自然災害による損害も補償されます。

Q4

住宅等の建物に加入すれば、門・垣・塀・カーポート等は補償されますか？

A4

いいえ、補償されません。
ただし、加入申込時に建物の付属物として加入申告すれば補償されます。

Q5

住宅の外壁をALC版にリフォームしました。契約内容の変更手続きが必要ですか？

A5

はい、必要です。
外壁の全面がALC版であれば、柱が木であっても鉄骨造扱いとなり、掛金が安くなります。
その他、契約内容に変更があった場合には速やかにNOSAIへ連絡ください。

Q6

保険会社等に複数加入していて、火災等の事故があった場合、保険金はそれぞれから支払われますか？

A6

はい、支払われます。
それぞれの共済・保険から加入金額等に応じて、保険金が支払われます。
ただし、損害額が限度です。

Q7

隣家から出火し、未加入の物置が燃えてしまった場合、隣家の保険で補償されますか？

A7

いいえ、補償されません。
火事で隣家を延焼させた際の損害は、「**失火の責任に関する法律**」により、火元に故意または重大な過失がない限り、賠償しなくてもよいことになっています。
万一の事故に備え、未加入の物置や納屋がありましたら、再建築価額まで補償されるNOSAIの建物共済をおすすめします。

お支払いは

火災共済・総合共済に加入

1. 火災等の事故の場合

- 加入共済金が再取得価額の80%以上のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額}$$

(加入共済金額を限度とします)

- 加入共済金が再取得価額の80%未満のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8}$$

(加入共済金額を限度とします)

総合共済に加入

2. 自然災害(地震等を除く)の事故の場合

- 損害額が1万円以上のとき

$$\text{損害共済金} = (\text{損害額} - 10,000 \text{円}) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{再取得価額}}$$

総合共済に加入

3. 地震、噴火または津波の事故の場合

- 損害割合が建物は5%以上、家財及び農機具は70%以上のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額} \times 0.5}{\text{再取得価額}}$$

損害共済金に各種費用をプラスします。

※ご契約内容によって異なります。

1 残存物 取片付け費用



損害共済金の10%をプラス

損害を生じた建物の取片付け費用(清掃費・運搬費などを含む)を損害共済金の10%までお支払いします。(但し実費額を限度とし、地震、噴火、津波による事故は除きます。)

全損及び
分損とも

2 特別費用



共済金額の10%をプラス

建物や家具類等が全損になりますと、緊急の費用が必要になります。このような諸費用を補うために、特別費用共済金(200万円限度)としてお支払いします。(地震、噴火、津波による事故は除きます。)

全損のみ

3 失火見舞 費用



お隣さんへの見舞金等の費用もプラス

加入者が火元となり、第三者が所有する物が焼損・汚損等を被った場合、一被災世帯あたり20万円(共済金額の20%を限度)を加入者にお支払いします。

全損及び
分損とも

4 損害防止 費用



消火活動の費用もプラス

加入者が火災の延焼防止のために消火活動に費やした器材等の費用(実費額が限度)を損害防止費用共済金としてお支払いします。

全損及び
分損とも

5 地震火災 費用



地震火災の費用もプラス

地震による火災によって一定以上の被害を受けた時、共済金額の5%を地震火災費用共済金としてお支払いします。

火災共済
のみ

6 臨時費用



損害共済金の30%をプラス

住宅移転費用等として、損害共済金の30%(但し250万円を限度)を臨時費用共済金としてお支払いします。(地震、噴火、津波による事故は除きます。)

全損及び
分損とも

1. 火災事故のお支払い例 (火災共済・総合共済)



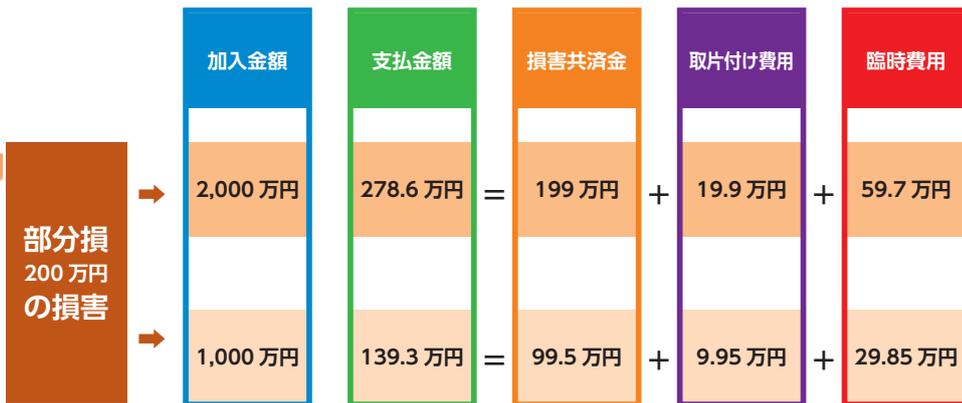
再建築価額
2,000万円



2. 自然災害 (地震等を除く) 事故のお支払い例 (総合共済)



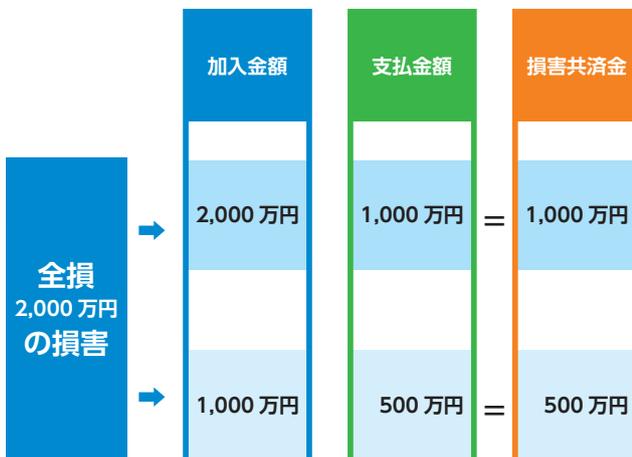
再建築価額
2,000万円



3. 地震事故のお支払い例 (総合共済)



再建築価額
2,000万円



建物共済のご契約にあたって

…… 重要事項説明書 ……

- この説明書は、加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい大切な情報が掲載されています。
- 加入申し込みの際、パンフレットの記載内容をご確認のうえ申し込みください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねています。

I 契約概要等のご説明

1. 加入資格

組合の区域内に住所を有し、農業に従事していることが加入の条件です。

2. 共済の仕組み

建物火災共済・総合共済は火災をはじめとする様々な偶発の事故により、建物及びその建物に収容する家具・農機具等などが損害を受けたとき、損害共済金及び費用共済金をお支払いします。

3. 加入申し込みと契約の成立

この契約は、加入者が所有又は管理する建物を補償の対象としていますが、加入建物内にある加入者又は同世帯の親族所有等の家具類等についても加入できます。契約は指定の加入申込書により組合に申し込み、その申し込みを承諾したときに成立します。

門・塀・垣・カーポートその他工作物を加入する場合は、申込時に対象を明記する必要があります。

契約が成立したときは、書面（共済証券）により契約内容等についてお知らせします。

4. 加入できない建物等

キャバレー、ライブハウス、映画館、劇場、ダンスホール、博覧会、見本市、ゲームセンター、空家、発電室（出力100KW以上の場合）、変電所、自動車（農機具は除く）、通貨・有価証券・預貯金証書等、一組又は1点30万円以上の貴金属・宝石・骨董品等、設計書・証書・帳簿等、動・植物等の生物、営業用の什器備品・商品・製品等、記録媒体に記録されているデータ等、船舶などは加入することができません。

5. 共済事故

(1)補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりです。

①建物火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊（自然災害等による損害は除く）、給排水設備に生じた事故等による水濡れ（自然災害等による損害は除く）、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱等による暴力・破壊行為（これらを総称して「火災等の事故」といいます。以下同じ。）

②建物総合共済

火災等の事故、自然災害（台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り）、その他これらの事故に類する自然現象による損害（これらを総称して「自然災害」といいます。）、地震・噴火・津波

(2)加入建物等が上記の共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。

①損害共済金 ②残存物取片付け費用共済金（地震・噴火・津波は除く） ③特別費用共済金（地震・噴火・津波を除く火災等の全焼・全損事故の場合のみ）

④地震火災費用共済金（建物火災共済加入の場合） ⑤損害防止費用共済金 ⑥失火見舞費用共済金
（支払内容等については、パンフレットの内容を確認してください。）

なお、共済金のお支払いにあたっては、「共済約款」に基づく計算を行いお支払いします。

6. 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次の場合には共済金をお支払いできないことがあります。

- (1)加入者又はその者の法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。
- (2)加入者と同世帯に属する親族の故意による損害。
- (3)加入者以外の方が共済金を受け取るときは、その方の故意・重大な過失・法令違反による損害。ただし、その方以外の方が受け取る額については除きます。
- (4)加入者が他人の所有するものを共済に付したときの故意による損害。
- (5)加入物件の共済事故発生の際の紛失・盗難による損害。
- (6)加入した建物等が本来持っている性質・欠陥による損害。
- (7)戦争・革命・内乱及び暴動等及び核燃料物質の放射性・爆発性等による損害。
- (8)加入者が損害発生の通知を怠ったとき、及び故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- (9)加入者が共済事故の調査を妨害したとき。
- (10)加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。
- (11)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合・詐欺・その他類似する重大な理由があったとき。
- (12)加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき。
- (13)加入した建物の用途・構造等の変更による追加掛金の請求に対し、その支払いを加入者が怠ったとき。

7. 共済責任期間及び共済責任の開始

共済責任期間は1年です。共済責任の開始日は、掛金を組合に納めた日の午後4時から始まり、1年後末日の午後4時に終了します。ただし、掛金を納入した場合であっても、共済責任の開始日を加入申込書に指定している場合は、その日の午後4時から開始されます。

(加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて掛金を納入した場合は、納入日から責任が開始となります。なお、掛金のお支払い前の共済事故については、共済金のお支払いはできません。)

8. 共済金額 (加入金額)

(1)契約は建物1棟ごとの契約ですので、共済金額は建物1棟ごとに、**建物火災共済では6,000万円、建物総合共済では4,000万円が加入の上限額です。ただし、同一建物を建物火災共済と建物総合共済に併せて加入する場合は、それぞれの共済金額の合計額は1億円が上限額です。**(建物の価額が著しく減少した場合は、共済金額を減額することもできます。)

(掛金についての詳しいお問合せは、最寄りの支所または本所にお問合せください。)

(2)共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、加入者が善意かつ重大な過失がなかった場合、その超過した部分につき、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求できます。

II 注意喚起情報等のご説明

1. 告知義務・通知義務違反等による解除

法令により、申し込みに関し次の義務が課せられましたので、必ず内容等を確認してください。申込書に★を付した項目は、加入者に告知を求める事項(以下「告知事項」といいます。)、引受内容に変更等があった場合に加入者が組合に通知すべき事項(以下「通知事項」といいます。)です。申込書に事実を正確に記入し、変更等があった場合には速やかに組合へ連絡ください。

(1)告知事項

①用途名 ②構造 ③建物延面積 ④建物の所在地

(2)通知事項

①氏名・住所に変更が生じた場合 ②他保険・共済と新規契約等した場合 ③建物を譲渡した場合 ④建物を解体した場合 ⑤共済金支払対象事故以外で破損した場合 ⑥建物を改築・増築等変更した場合 ⑦建物が30日以上、空家又は無人となる場合 ⑧建物を他の場所に移転する場合 ⑨建物の用途を変更する場合 ⑩建物の危険が著しく増加する場合 ⑪組合が求めた告知事項に変更があった場合。等

申し込みの際の告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をしない場合や不実の告知をした場合は、建物共済の共済関係を解除することがあります。また、共済金搾取のための損害を生じさせようとするなどの重大事由の場合や通知事項の連絡がない場合等は共済関係を解除します。(共済金の支払いを受けることができなくなる可能性があります。)

2. 損害発生時の通知及び損害防止の義務

加入した建物等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生時の通知をお願いします。また、建物等に事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差引くことがあります。

3. 解散時等の取扱い

組合では全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」といいます。)との間で再共済契約を結び危険の分散を図るなどの対応策を講じ健全な運営に努めています。何らかの事由により組合が解散せざるを得ない状況になった時は、農業保険法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金を加入者に払い戻すこととなっています。この場合には、財務状況により払戻金の削減を行う可能性があります。

III その他のご説明

1. 共済掛金等の追加返還等

(1)共済関係の成立後に、告知・通知事項等により組合が承認した場合は、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する掛金等を追加徴収または返還します。

(2)解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 他人の所有する物を建物共済に付した場合

他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。その場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、**加入者に優先して直接組合に共済金の支払いを請求することができます。**

IV 個人情報の取扱いについて

(1)加入の内容、申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」といいます。)については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます。)します。

また、本共済関係に関する個人情報は組合が実施する他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2)組合は、共済金支払責任の一部を全共連の再共済に付しているため、全共連との間で個人情報を共同利用します。

(3)法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再共済取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

建物共済5つの特徴は…

N

NOSAIは「農業保険法」により運営されているので安心です。

O

大きな補償なのに掛金が安い。

1日わずか65円で3,000万円の補償（火災共済で一般造の住宅の例）

S

再取得価額（新価）まで、加入できます。

古い物件でも、いま同じ程度の物件を建てた場合の価額で加入できます。

A

安心して加入できます。

保険は形のない商品といわれています。引受けを行っているのは国からNOSAI事業を任されている農業共済組合なので安心して加入してください。

I

1年契約だから毎年見直しができます。

建物の建て替え、増築、家族の増減に対応して、1年ごとに契約内容を見直すことができます。

■本所

事務所 〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL 0463-94-3211 FAX 0463-92-5830

所管区域

藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町・大和市・海老名市・
座間市・綾瀬市・厚木市・愛川町・清川村・平塚市・秦野市・
大磯町・二宮町・伊勢原市・横浜市・川崎市・葉山町・
横須賀市・三浦市・逗子市

■西部支所

事務所 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
(足柄上合同庁舎内)

TEL 0465-82-0138 FAX 0465-82-8031

所管区域

小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・
松田町・山北町・開成町

■北部出張所

事務所 〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL 042-784-8500 FAX 042-784-6180

所管区域

相模原市